

第4期山梨県医療費適正化計画新旧対照表

新：第4期計画 一部改定	旧：第4期計画
第1章 計画の策定にあたって（現行のとおり）	第1章 計画の策定にあたって（略）
第2章 医療費を取り巻く現状と課題（現行のとおり）	第2章 医療費を取り巻く現状と課題（略）
第3章 達成すべき目標と医療費の見通し	第3章 達成すべき目標と医療費の見通し
1 令和11年度末までに達成すべき目標	1 令和11年度末までに達成すべき目標
(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標（現行のとおり）	(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標（略）
(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標	(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標
① 後発医薬品及びバイオ後続品の使用割合	① 後発医薬品及びバイオ後続品の使用割合
<u>後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同一で、先発医薬品と同一の用法・用量で同一の効能・効果を示す薬であり、ジェネリック医薬品とも呼ばれ、先発医薬品に比べ価格が安く、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資するものとされています。</u> <u>また、バイオ後続品は、先行バイオ医薬品と同等の効能・効果、用法・用量で使えることが検証された薬で、安価であり、後発医薬品と同様に医療費適正化の効果を有するとされています。</u> <u>一方で、後発医薬品の使用促進には安定供給が前提となりますが、一部の医薬品について供給が不安定な状況にあり、国は後発医薬品を巡る産業構造の見直し等により、安定供給の確保を図るとしています。</u>	<u>本県における後発医薬品について、その使用割合は数量ベースでは現行の目標である80%に達している一方で、供給不安が続いているといった課題があります。</u> <u>こうした中、国は、経済財政運営と改革の基本方針2021で「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までにすべての都道府県で80%以上にする」としていた政府目標を、金額ベース等の観点を踏まえて見直すこととしています。本県においても、医薬品の安定的な供給がなされることを前提として、本計画における後発医薬品の使用促進に関する数値目標については、新たな政府目標を踏まえ、令和6年度に設定します。</u> <u>また、バイオ後続品については、国の取り組みとして「令和5年度に実態調査を行い、その結果を踏まえて、成分ごとの普及促進策を具体化するとともに、実施に向けた対応を進める」こ</u>

こうした中で、国は令和6年9月に「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」により、後発医薬品及びバイオ後続品使用促進に係る新たな目標として、令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標を設定しました。

これらの国の新たな目標が設定されたことを踏まえ、第4期都道府県医療費適正化計画においては、計画期間の最終年度の令和11年度に、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする目標を設定することが考えられると国は示しています。

令和3年度のNDBデータに基づく本県の後発医薬品の数量シェアは、76.8%で、国の目標である80%と若干の開きがあります。また、金額シェアは56.3%となっており、国の新目標である65%と開きがあるため、引き続き使用促進に向けた取り組みの継続が必要です。

バイオ後続品の数量シェアは、令和3年度では、80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の31.3%となっており、国の新目標である60%以上と開きがあります。

そこで、本県として、国の目標を踏まえ、医薬品の安定的な供給がなされることを前提として、令和11年度に向けて、後発医薬品及びバイオ後続品について、次の使用割合を目標として設定します。

ととされています。本県においても本計画におけるバイオ後続品に関する数値目標については、国の実態調査の結果を踏まえ、令和6年度に設定します。

数 値 目 標	現 状 令和3年度NDBデータ	目 標 令和11年度
後 発 医 薬 品 の 使用割合	<u>(数量ベース)</u> <u>76.8%</u> <u>(金額ベース)</u> <u>56.3%</u>	<u>(数量ベース)</u> <u>80%以上</u> <u>(金額ベース)</u> <u>65%以上</u>
バ イ オ 後 続 品 の使用割合	<u>(数量ベース)</u> <u>バイオ後続品に80%</u> <u>以上置き換わった成</u> <u>分数の割合：成分数</u> <u>全体の31.3%</u>	<u>(数量ベース)</u> <u>バイオ後続品に80%</u> <u>以上置き換わった成</u> <u>分数の割合：成分数</u> <u>全体の60%以上</u>

※バイオ後続品：遺伝子組換え技術や細胞培養技術等を応用して、微生物や細胞が持つタンパク質（ホルモン、酵素、抗体等）等を作る力を利用して製造されるバイオ医薬品を先行医薬品とする後発品。

※後発医薬品割合（数量ベース）の算出方法：

- ・「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- ・後発医薬品割合（数量ベース）は、〔後発医薬品の数量〕／（〔後発医薬品がある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕）で算出する。
- ・「金額」とは、個別の薬剤ごとに「数量」に集計時点の薬価を乗じた金額をいう。

数 値 目 標	現 状	目 標 令和11年度
後 発 医 薬 品 の 使用割合	—	—
バ イ オ 後 続 品 の使用割合	—	—

・ 後発医薬品割合（金額ベース）は、〔後発医薬品の金額〕／（〔後発医薬品がある先発医薬品の金額〕＋〔後発医薬品の金額〕）で算出する。 ②～④（現行のとおり） 2 計画期間における医療費の見通し (1) 県の医療費の推計方法（現行のとおり） (2) 計画終了時の医療費の見通し 本県の医療費は、計画期間の最終年度の令和11年度に約2,979億円になると推計されます。 これに対し、適正化対策として生活習慣病対策や後発医療品の使用促進等を行った場合の県民医療費の見通しは、約<u>2,938</u>億円となり、医療費適正化の取り組みを行わない場合より約<u>41</u>億円の医療費の適正化が図られる見込みです。 第4章 目標実現のための県の施策（現行のとおり） 第5章 関係者の役割と連携・協力（現行のとおり） 第6章 計画の達成状況の評価（現行のとおり）	②～④（略） 2 計画期間における医療費の見通し (1) 県の医療費の推計方法（現行のとおり） (2) 計画終了時の医療費の見通し 本県の医療費は、計画期間の最終年度の令和11年度に約2,979億円になると推計されます。 これに対し、適正化対策として生活習慣病対策や後発医療品の使用促進等を行った場合の県民医療費の見通しは、約<u>2,941</u>億円となり、医療費適正化の取り組みを行わない場合より約<u>38</u>億円の医療費の適正化が図られる見込みです。 第4章 目標実現のための県の施策（略） 第5章 関係者の役割と連携・協力（略） 第6章 計画の達成状況の評価（略）
---	---